

難病等医療費助成のご案内

東京都では、都内に住所を有する方で、国又は都が指定する難病、特定疾病（人工透析など）、B型・C型ウイルス肝炎に罹患し、医療費助成の認定基準を満たしていると認定された方に、その治療にかかる医療費等の一部を助成しています。

1. 難病医療費助成

①対象疾病について

国の指定難病は 348 疾病、東京都単独の対象疾病は 8 疾病となっています（令和 7 年 4 月 1 日現在）。対象疾病について詳しくは、東京都ホームページをご覧ください。

【外部リンク：対象疾病のご案内】

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/shikkan/taishou>

②助成内容について

助成内容について詳しくは、東京都ホームページをご覧ください。

【外部リンク：難病医療費助成の助成内容】

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/josei>

③申請について

助成を受けるためには申請が必要です。八丈町にお住まいの方は、福祉健康課障がい福祉係（八丈町役場 1 階 9 番窓口）が窓口となります。申請には、申請書のほか、所定の診断書（臨床調査個人票）などの書類が必要となります。診断書（臨床調査個人票）や申請書等の書類は、窓口でお渡ししています。申請方法について詳しくは、東京都ホームページをご覧ください。

【外部リンク：難病医療費助成の支給認定申請手続等】

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/shinsei>

【外部リンク：対象疾病の御案内】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/iryohigoannai_2

※診断書の様式は、疾病ごとに異なりますので、申請する病名を主治医にご確認のうえ、お越してください。

2. 特定疾病医療費助成（人工透析など）

①対象疾病について

- ・人工透析を必要とする腎不全
- ・先天性血液凝固因子等欠乏症等

②助成内容・申請について

助成を受けるためには申請が必要です。八丈町にお住まいの方は、福祉健康課障がい福祉係（八丈町役場1階9番窓口）が窓口となります。申請には、申請書のほか、特定疾病療養受領証又は特定疾病療養受領証情報が確認できる書類の写しなどの書類が必要となります。申請書等の書類は、障がい福祉係でお渡ししています。特定疾病療養受領証などをお持ちでない場合は、あなたの加入している健康保険（保険者）から発行されますので、詳しくは、健康保険（保険者）にお問い合わせください。助成内容・申請方法については、詳しくは、東京都ホームページをご覧ください。

【外部リンク：医療費助成（人工透析）のご案内】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/tokui_taisaku/touseki/touseki_josei

【外部リンク：医療費助成（先天性血液凝固因子欠乏症等）のご案内】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/tokui_taisaku/ketsubou/ketsubou_josei

3. B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

①対象となる方

B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方が対象です。

②助成内容・申請について

助成を受けるためには申請が必要です。八丈町にお住まいの方は、福祉健康課障がい福祉係（八丈町役場1階9番窓口）が窓口となります。申請には、申請書のほか、所定の診断書などの書類が必要となります。申請書等の書類は、障がい福祉係でお渡ししています。助成内容・申請方法については、詳しくは、東京都ホームページをご覧ください。

【外部リンク：B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 御案内】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/kanen_senryaku/kanen/bcinterferon

福祉健康課障がい福祉係（八丈町役場1階9番窓口） 電話 2-5570